

議 事 録

平成 28 年度 四万十町農業委員会第 1 回窪川農地部会

日 時：平成 28 年 4 月 27 日 午後 1 時 30 分～

場 所：本庁（西庁舎）3 階西会議室 3 A

日程第 1	指定第 1 号	会期の決定について
日程第 2	指定第 2 号	議事録署名委員の指名
日程第 3	報告第 1 号	農地法 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について
日程第 4	報告第 2 号	非農地証明事務処理報告
日程第 5	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
日程第 6	議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 7	議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第 8	議案第 4 号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	議案第 5 号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
日程第 10		その他

〔出席委員〕

01. 中内 三恵子 02. 山本 奨一 03. 下元 誠一郎 04. 甫喜本 治誠
(欠席) (欠席) 07. 坂本 功 08. 市川 正司
09. 山本 道雄 10. 林一 将 11. 下元 一明 12. 河上 茂秋
(欠席) 14. 西井 健夫 15. 岡林 景補 16. 宮崎 恵美子
17. 池本 宗生 18. 西本 茂子 19. 太田 祥一

〔欠席委員〕

05. 松田 武章 06. 小野 重明 13. 廣井 栄治

〔事務局出席者〕

西谷 久美 林 和利 上川 優

議長 4月14日から16日に九州の熊本を中心とする広い地域で大地震が起きました。家屋の倒壊や野山が大規模に崩壊するなどにより多くの犠牲者が出ました。今回の地震の最大の特徴は、揺れが大きかったのはもとより、大小さまざまな余震が非常に多いことで、地震発生1週間で800回を超える史上類を見ない程の多さになっています。1度目の大きな地震では無事であったのに2度目、3度目の揺れで家屋が倒壊し亡くなった方がたくさんいたことでした。多くの被災者が身を寄せる避難所では、発生当初は物資もなかなか届かず不便な思いも、プライバシーが十分に確保できない状況と室内での揺れの恐怖に耐えきれない人が自家用車の中での寝泊りをする人が数多くいました。狭い空間で手足も十分に伸ばせない環境の中エコノミークラス症候群になり体調を壊し、死者もでるような深刻な状態になっています。我々が住むこの地域も南海・東南海地震がいつ起っても不思議ではない状況で明日は我が身という思いで、まったく他人事とは思えません。今一度実際我々に地震が襲った場合どのような行動をとったらいいのか、個人が家族が、また集落や地域全体で万全の準備をしておくべきであると改めて考えさせられました。今回の地震の前から開催されております国会でTPPの協議内容が明らかになりました。我々の想像をはるかに超える内容、ほとんどが公表できない、黒塗りだらけになっていました。このことを野党が追及している最中の大地震、今回この国会でのTPP問題の承認は見送る事になりそうです。また、政府が目論んでいました衆、参両院同時選挙はどうなるのか来年春に増税が予定されていますが、このような大変な状況の中どう判断をするのかも注目される所です。今月から新法に基づき新たな取り組みも出されてくるかと思いますが、ますますのご理解と、ご協力をよろしくお願い致します。

ただ今から、平成28年度四万十町農業委員会第1回窪川農地部会を開会いたします。

農地部会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項、並びに同委員会部会会議規則第4条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い致します。

本日の会議に、6番小野委員、5番松田委員、13番廣井委員から欠席の届けが出ております。

それでは、事務局から諸報告がありましたらお願いします。

事務局 平成28年度初めての会議となります。よろしくお願い致します。4月1日に人事異動があり事務局体制が変わりました。次長が林に変わりましたので、今後ともよろしくお願い致します。よろしければ、時間を頂いて林よりご挨拶申し上げます。

(林) — 挨拶 —

議長 次に、部会の会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定を準用することになっております。本日の出席委員は16名です。過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

それでは日程第1、指定第1号 会期の決定についてですが、平成28年度四万十町農業委員会第1回窪川農地部会は平成28年4月27日、本日1日といたします。これにご異議ありませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、平成28年度四万十町農業委員会第1回窪川農地部会は本日1日といたします。

次に、日程第2、指定第2号 議事録署名委員の指名についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第3条第2項の規定により、議事録署名委員を2名 指名したいと思っております。議長において、議事録署名委員を指名することにご異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に

16番 宮崎 恵美子委員、17番 池本 宗生委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて、日程第3、報告第1号

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてご説明いたします。

ページは3ページです。今月の案件は、2件になります。

番号1について説明いたします。

土地の所在地、下呉地字木ノ下688番、地目、田、面積3,542㎡です。

以下1筆あり、合計2筆で、面積が5,076㎡です。

解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。この農地は、平成27年5月1日～平成28年12月31日まで利用権の設定を行っていましたが、耕作していた生姜が病気となった為、借受人からの申し出により、合意解約に至ったとの事です。

なお、この農地については、法人や個人の方に新たに貸し付ける計画と聞いています。合意年月日、引渡年月日とも平成28年3月14日です。

つづいて、番号2について説明いたします。

土地の所在地、床鍋字下ノ丸1802番、地目、田、面積5,243㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が5,851㎡です。解約事由は、借受人からの申し出による双方合意です。この農地は、平成27年2月1日～平成37年1月31日まで利用権の設定を行っていましたが、借受人が耕作するにあたり、農地に水が無い為、耕作が出来ないとの申し出があり、合意解約に至ったとの事です。なお、この農地については、このあと議案第4号、9ページの番号3で、新たに法人に利用権設定する計画です。

合意年月日、引渡年月日とも平成28年3月18日となっています。以上です。

議長 報告第1号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第1号は終わります。

続いて、日程第4、報告第2号

非農地証明事務処理報告についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号、非農地証明事務処理報告についてご説明いたします。

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により非農地証明書を発行しましたので報告いたします。

番号1番、農地の表示、大字床鍋字徳利山、地番、475番1、地目、田、面積1,324㎡です。年月日不詳より耕作を放棄し、原野となっている旨の申請を受け、調査の結果、現況は添付資料の2ページの写真のとおりでありまして、平成28年3月18日に非農地証明を発行しております。

番号2番、農地の表示、大字高野字東坂フリ付、地番408番2、地目、畑、面積125㎡、20年以上前より耕作放棄し、原野となっている旨の申請を受け、調査の結果、現況は資料4ページのとおりでありまして、平成28年3月31日に非農地証明を発行しています。以上です。

議長 報告第2号について事務局の説明が終わりました。

これは、事務処理報告ですが何かありませんか。

特になければ、報告第2号は終わります。

続いて、日程第5、議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてをご説明いたします。

ページは5ページです。今月の案件は、3件になります。

番号1について説明いたします。

土地の所在地、野地字桜野157番、地目、田、面積244㎡です。権利事由は、所有権移転の贈与になります。譲受理由・譲渡理由は、贈与となっております。これは、昨年度に今回の譲渡人が譲受人から3条で農地を贈与されていまして、今回は、両者が逆になり、申請農地を贈与という事での申請となっております。譲受人の耕作面積は、1,251㎡です。その為、今回の取得農地の244㎡を足しても下限面積30aを達成となりません。しかし、この後の議案第4号の利用権設定の案件になりますが、9ページの番号4のとおり、同じ関係者間で1,847㎡の農地を利用権設定する事から、譲受人の耕作面積は、今回取得する244㎡と利用権設定する1,847㎡、現耕作農地1,251㎡を足した3,342㎡となり、下限面積の30aを達成いたします。なお、申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、今後も野菜を耕作していく計画です。

つづいて、番号2について説明いたします。土地の所在地、仁井田字ドウメン535番、地目、田、面積349㎡です。以下3筆あり、合計4筆で、面積2,931㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、譲受人が規模を拡大したいとの理由から、譲渡人に要望したとのことです。譲受人の耕作面積は、32,497㎡です。下限面積30aは達成しております。なお、譲受人の自宅から申請地までは、60kmですが車で1時間程度で通作できるとの事です。今回、取得する農地では、果樹（みかん）を植え耕作するとの計画です。

つづいて、番号3について説明いたします。土地の所在地、仁井田字棚田ノ下602番、地目、田、面積1,162㎡です。以下5筆あり、合計で6筆で、面積が3,228㎡です。権利事由は、所有権移転の売買になります。譲受理由・譲渡理由は、番号2と同じく、譲受人が規模を拡大したいとの理由から、譲渡人に要望したとのことです。耕作面積等は番号2と同じです。

以上3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 議案第1号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

12番 譲受人の家のすぐ前にある田でありまして、双方の合意であり問題ありません。

16番 2番と3番についてですが、皆さん知っていると思いますけど、大規模なソーラー発電をした所の下です。この農地はソーラー工事に伴い区画も広がっています。譲受人は高知の人で、果樹をやるということです計画通りすれば問題ないです。

議長 議案第1号について質疑を許します。 質疑はありませんか。
質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてをご説明いたします。

議案書6ページの1番の案件です。添付資料は7～8ページをご覧ください。

申請地は、秋丸字東路山750-7番、地目、畑 面積99㎡の内32.99㎡の土地です。転用目的は、墓地です。転用理由は、先祖の墓地が山中にあり管理が大変不便であり、今回管理のしやすい申請地に既存の墓石の移設と、新たな納骨堂を新設するものです。農地区分は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しました。

転用計画につきましては、土地利用計画図に図示されている形で墓地を設置する計画です。周囲の状況は、東側・北側は山林、西側は道、南側は「同意あり」の田となっています。土地の造成計画については、整地後にコンクリート仕上げするのみであり特にありません。進入路は、西側の道から歩いて進入します。排水計画については、雨水は畑部分にて自然浸透とのことです。墓地埋葬法の許可申請については、担当課へ申請中です。本件については、以上です。

議長 議案第2号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

12番 議案書の提案理由に書いている通りであります。近くの同意も得ているとのことですので、問題ないと思います。

議長 議案第 2 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 7、議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号

農地法第 5 条第 1 項の許可申請についてをご説明いたします。

議案書 7 ページの 1 番の案件です。添付資料は 9～10 ページをご覧ください。

申請地は、宮内字後口田 442-1 番、地目、田 面積 195 m²の土地です。権利事由は、所有権移転です。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、譲受人の妻の実家に隣接した土地であり、将来妻の両親の世話をするのに便利がよいために、申請地に自己専用住宅を建築するものです。農地区分は、申請地の前に県道がありそこには 10ha 以上の集団農地、第 1 種農地が広がっているため、一団の農地との関係を整理してみますと、現地は宅地と農業用倉庫に囲まれた土地であり、分断された農地と判断し、その他の農地、第 2 種農地と判断しています。

転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画になっています。周囲の状況は、東西南北を農業用倉庫、住宅で囲まれた土地となっています。土地の造成計画については、土をならず程度となっています。進入路については、県道より既存の道を利用し進入しますので、それに伴う工事は不要です。排水計画については、雨水は自然浸透と余水は当該東側の既存の水路に排水します。生活排水については、地区の集落排水施設に接続する計画です。以上です。

続いて、番号 2 番の案件です。添付資料は 11～12 ページをご覧ください。

申請地は、平串字笹岡屋敷 470-12 番、地目は、田 面積 499 m²の土地です。

権利事由は、所有権移転です。転用目的は、一般個人住宅です。転用理由は、現在

借家に住んでおり手狭となっていることから、自己住宅を新築したいと適地をさがしていたところ、親戚関係である譲渡人の土地を譲って頂けることになり、自己専用住宅を建築するものです。農地区分は、高速自動車道のインターチェンジから概ね 300m以内にある農地であるため、第3種農地と判断しました。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で住宅を建築する計画です。周囲の状況は、東側は水路、西・南側は譲渡人の田、北側は宅地と「同意あり」の田となっています。土地の造成計画については、敷地全体を 50cm 程、盛土し整地のうえ砂利敷の計画です。進入路については、東側の国道より既存の道と通行同意ありの譲渡人の道を利用し進入します。それに伴う工事は不要です。排水計画については、雨水は自然浸透とし、生活排水については、合併浄化槽を設置し東側の既存の水路に接続し排水する計画です。以上です。

続いて3番の案件です。添付資料は13～14ページをご覧ください。申請地は、峰ノ上字寺山 484-53番、地目は、畑 面積 2,267 m²の土地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。転用目的は、太陽光発電装置の設置です。転用理由は、申請地周囲の山が低く、隣接地に太陽光発電施設を設置している状況で太陽光発電に適した土地とのことです。借受人の親族が所有する農地でありこの土地以外に発電施設を設置できる土地がないため、今回施設を整備し売電をする計画です。農地区分は、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない、その他の農地、第2種農地と判断しています。転用計画につきましては、土地利用計画図に図示している形で太陽光発電施設を建設する計画になっています。太陽光パネル 360枚、設置面積 442.1 m²です。パワーコンディショナーは南側5号パネル下に設置する計画です。周囲の状況は、東側は国道、北側・西側は貸付人の畑、南側は山林となっています。隣接する農地は貸付人のみのため影響はないと思われまます。土地の造成計画については、特に切土盛土等を行わず整地し基礎を設置する計画です。進入路については、北側から貸付人の既存の道路を利用し進入するため特に工事等は必要ありません。排水計画については、雨水は自然浸透とし、排水しきれない場合は貸付人が整備している既存の素掘り側溝へ排水し、その後町道の側溝へ排水する計画です。以上です。

議長 議案第3号について事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明はありませんか。

14番 譲渡人と借受人は、譲渡人の長女の旦那さんで、町内におりましたけれど、今回自分の家を持つと言うことで、家の前の土地を専用の住宅にしたいという申請です。県道から沖が第1種の農地ですが、ここは県道から山側にあり特に問題ないと思います。

事務局 2番、松田委員からは譲渡人に話を聞いており、周辺の同意もあつて、特に問題

ないと言う報告がありました。

17 番 3 番ですが、借受人は貸付人の息子のお嫁さんだそうですが、ここは事務局が説明がありましたとおり、周りに太陽光設備もありまして、近くで話を聞きましたが、今のところ排水の問題も出て無いようですので、問題ないと思います。

議長 議案第 3 号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います、ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 8、議案第 4 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号

四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成 28 年 5 月 2 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により四万十町長より諮問を求められたので、承認を求める。尚、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ページは 9 ページから 28 ページです。今月の案件は、8 件になります。まず、番号 1 について説明いたします。土地の所在地、八千数字上ヤシキ 7 9 8 番、地目、田、面積 665 m²です。以下 1 筆あり、合計 2 筆で、面積が 1,254 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 5 月 2 日から平成 38 年 5 月 1 日までの 10 年間です。作物は生姜を耕作する計画です。

つづいて、番号 2 です。土地の所在地、口神ノ川字大窪 5 0 3 番の一部、地目、田、面積 4,581 m²の内 1,300 m²です。設定は新規です。期間は平成 28 年 5 月 2 日から平成 28 年 8 月 31 日までの 4 ヶ月です。作物はケールを耕作する計画です。設定期間が 4 ヶ月となっていますが、これは借受人が以前に利用権設定した農地で耕作

の準備をしていたところ、借りていた農地の水気が多くケールの植付に間に合わないと困っていた所、今回の申請地を借りられる事となり、緊急で一時的に農地の一部だけを利用権設定して作付するとの事です。

つづいて、番号3です。この農地は、3ページの報告第1号で第18条合意解約通知の番号2で報告した農地になります。土地の所在地、床鍋字下ノ丸1802番、地目、田、面積5,243㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積が5,851㎡です。設定は新規です。期間は平成28年5月2日から平成29年4月30日までの1年間です。作物は大豆を耕作する計画です。

つづいて、番号4です。なお、この案件は、先ほど説明した議案第1号農地法3条の番号1と関連しています。土地の所在地、野地字長田1018番1、地目、田、面積1,339㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積1,847㎡です。設定は新規です。期間は平成28年5月2日から平成29年5月1日までの1年間です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は生姜を耕作する計画です。

番号5から番号8まで、利用権設定を受ける方は同じ方です。番号5について説明します。土地の所在地、日野地字後川296番、地目、田、面積820㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積1,751㎡です。設定は再設定です。期間は平成28年5月2日から平成33年4月30日までの5年間です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は落花生・水稻を耕作する計画です。

つづいて、番号6です。土地の所在地、日野地字ヤカシロ316番、地目、畑、面積357㎡です。設定は再設定です。期間は5番と同じく5年間です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は野菜を耕作する計画です。

つづいて、番号7です。土地の所在地、日野地字後川292番、地目、田、面積801㎡です。以下2筆あり、合計3筆で、面積1,711㎡です。設定は再設定です。期間は5番6番と同じ5年間です。なお、地番292・293番は、権利の種類は賃貸借権。作物は水稻・エンドウです。なお、地番294番は、権利の種類が使用貸借権です。作物は野菜を耕作する計画です。

つづいて、番号8です。土地の所在地、日野地字梶原463番、地目、田、面積1,112㎡です。以下1筆あり、合計2筆で、面積2,433㎡です。設定は再設定です。期間は同じく5年間です。権利の種類は、使用貸借権です。作物は生姜・里芋を耕作する計画です。以上です。

議長 議案第4号について事務局の説明が終わりました。

担当委員の補足説明はありませんか。

1番 1番の利用権を設定する人は、お年を召されていて、受ける人にお任せしているとのことです。問題ないと思います。

事務局 2番、廣井委員からは、特に問題ないと聞いています。

15番 3番です。利用権を設定する方は町外に住んでいます。地元の家があって、時々管理はしているようです。報告第1号であったように、新しい借り手を探していたところでした。そこで今回利用権設定を受ける方が見つかり安心しました。問題はありません。

12番 4番、第1号議案で話のあった件で、別に問題ないと思います。

8番 5番、6番、7番、8番ともすべて再設定になっておりますので、問題ないと思います。

議長 議案第4号について質疑を許します。 質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第4号四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号 四万十町農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第5号

農用地利用配分計画（案）に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号

農用地利用配分計画案に対する意見決定について説明します。

別紙のとおり、農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、意見の決定を求める。

ページは30ページから31ページです。

今月の案件は、1件になります。今回の配分計画案は、以前に個人の所有者から中間管理機構へ既に利用権設定している農地について、配分される借受人が「営農支援センター四万十株式会社」から「床鍋農事組合法人」へ変更となった事から、配分計画案が再提出されたものになります。

番号1について説明いたします。土地の所在地、床鍋字白王ヶ原1505番、地目、田、面積1,236㎡です。以下15筆あり、合計で16筆、面積が21,804㎡です。権利の種類は全てが使用貸借権の設定となっております。設定期間は、許可日から、県の許可日になりますが、平成37年11月1日までが8筆、平成32年11月1日までが1筆、平成37年11月30日までが5筆、平成38年2月28日までが2筆、設定期間の終了日が異なるのは、以前に承認した利用権設定の許可日が違う為です。

また設定期間の短い農地は、未相続農地の為、相続権者全てからの同意であれば5年以上の設定ができるのですが、相続権者の半分以下の同意による利用権設定でしたので、許可日から最長で5年間しか設定ができない為です。作物は、全ての農地で水稻を耕作する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これは中間管理事業に関するものです。

特に必要であるものについて、担当委員の補足説明はありませんか。

質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議はありませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第5号農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10

その他の件についてを議題とします。

事務局何かありませんか。(なし)

委員の皆さん何かありませんか。(なし)

他になければその他の件については終了いたします。これで、本窪川農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしましたので、平成28年度四万十町農業委員会第1回窪川農地部会を閉会いたします。ありがとうございました。

起立、礼。

閉会 午後3時00分